第二条に次の一項を加える。

４　この法律において「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。

一　木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業

二　素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業

三　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

四　前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

第三条第一項中「第六条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「合法伐採木材等」を「前号に掲げるもののほか、合法伐採木材等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第七条第二項に規定する合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

第四条第二項中「提供」の下に「、木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表」を加え、「第八条」を「第十五条」に改め、「、第十三条第一項に規定する登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表」を削る。

第四十条中「第二十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十九条中「前三条」を「第四十四条から前条まで」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十八条中「第三十三条第一項」を「第四十条第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十七条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第二十三条」を「第三十条」に、「せず」を「しないで登録実施事務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十八条」を「第三十五条」に、「同条に規定する事項の記載をせず、」を「帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十三条第二項」を「第四十条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十六条中「第二十七条」を「第三十四条」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条　第十一条第四項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第七章を第八章とする。

第六章中第三十五条を第四十三条とする。

第三十四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一　第十条第一項の規定による指導及び助言、第十一条第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による木材関連事業者の公表、同条第四項の規定による木材関連事業者に対する命令、第十二条の規定による報告の受理、第十三条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第十四条の規定による指導及び助言並びに第四十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項　農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣

二　第十条第二項の規定による指導及び助言、第十一条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による素材生産販売事業者の公表、同条第四項の規定による素材生産販売事業者に対する命令並びに第四十条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項　農林水産大臣

第三十四条第二項中「主務大臣」を「農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第六条第一項、第七条、第八条、第十二条及び第十三条第一項の主務省令については、農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。

第三十四条を第四十二条とする。

第三十三条第一項中「合法伐採木材等の利用の確保の状況」を「合法性の確認等の実施状況若しくは合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、素材生産販売事業者に対し、第九条の規定による情報の提供の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、素材生産販売事業者の事務所、事業場若しくは素材の保管場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十三条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（関係行政機関等の協力）

第四十一条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第三十二条を第三十九条とする。

第三十一条中「合法伐採木材等への」を「合法性確認木材等への」に改め、同条を第三十八条とする。

第六章を第七章とする。

第三十条中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、第五章中同条を第三十七条とする。

第二十九条第二号中「第二十一条又は第二十三条」を「第二十八条又は第三十条」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十六条とし、第二十八条を第三十五条とする。

第二十七条第一号中「第十七条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条第二号中「第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項」を「第二十八条から第三十条まで、第三十一条第一項」に改め、同条第三号中「第二十四条第二項各号」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条中「第二十条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条中「第十八条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第三十一条とし、第二十三条を第三十条とし、第十九条から第二十二条までを七条ずつ繰り下げる。

第十八条第一項中「第十六条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条第二号中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条中「第八条」を「第十五条」に改め、同条を第二十三条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十五条を第二十二条とする。

第十四条第一項第一号中「第十一条第一項各号」を「第十八条第一項第一号、第二号又は第四号」に改め、同項第三号中「第八条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条第一項中「第八条」を「第十五条」に、「の措置」を「に取り組むべき措置」に改め、同条を第二十条とする。